

平成 2 7 年度

第 2 回小牧市国民健康保険運営協議会

議 事 録

平成 2 8 年 2 月 1 8 日 (木) 午後 2 時から

小牧市役所本庁舎 4 階 4 0 2 - 2 会議室

平成27年度第2回小牧市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日時 平成28年2月18日（木） 午後2時から
- 2 場所 小牧市役所本庁舎4階 402-2会議室
- 3 出席者
〔被保険者代表〕
松屋亜州男委員、栗山暢子委員、林好子委員

〔保険医等代表〕
菱田直基委員、吉田雄一委員、酒井義仁委員、船橋きみえ委員

〔公益代表〕
早稲田幸男委員、高井保宏委員

〔市側、事務局職員〕
舟橋健康福祉部長、山田健康福祉部次長
保険年金課 伊藤課長、水野課長補佐、杉本係長、山下主査
- 4 欠席者
〔被保険者代表〕
西尾厚委員
〔公益代表〕
高木健委員、平林克之委員
- 5 署名委員 栗山暢子委員、酒井義仁委員
- 6 議事
〔議事録〕
〔開会 14時00分〕

司会 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、平成27年度第2回小牧市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

なお、本日、被保険者代表の西尾 厚様、公益代表の高木 健様、平林 克之様のご都合により欠席と伺っております。

また、当協議会の傍聴の申し出は1名ありましたので、報告させていただきます。

それでは、次第に従いまして、始めさせていただきます。

まず始めに、早稲田会長から、ごあいさつを申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。本日は大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして大変ありがとうございます。

本日、議題にありますように諮問の方があります。この後、舟橋部長より「小牧市国民健康保険税の課税限度額の改正について」の諮問を受けることになっておりますので、よろしく願いいたします。

昨年度も「国民健康保険税課税限度額の改正」の諮問を受けまして、審議していただきまして、限度額の引き上げについて承認したところでございますが、平成28年度の税制改正におきましても「国民健康保険税課税限度額の改正」が予定されているということでございます。連続しての改正の諮問となりますので、特に慎重に皆様方のご意見をいただきまして、協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

司会 続きまして、舟橋健康福祉部長より、ごあいさつをさせていただきます。

舟橋部長 お忙しい中、今年度、第2回目ですが、国民健康保険の運営協議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

前回の時もお話させていただいたと思うのですが、この国民健康保

険は、今、非常に大きく国レベルで動いておる最中でございます、平成30年度以降は、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となって市町村とともに国民健康保険を担うという形になってくるということでございます。それとは、直接、今回の諮問案件は違いますが、冒頭、申し上げましたように、国民健康保険の運営方法がずいぶん変わってくるという事をご理解いただきたいという風に思っております。

そこで、本日の運営協議会でございますが、先程、会長の方からもお話のありましたように、昨年末に閣議決定されました平成28年度の税制改正の一つという事で、国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて諮問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。その他にも平成28年度に改正の予定がございますので、それも併せてご報告させていただきたいと思っております。

将来に向けまして、本市の国民健康保険の健全運営のための方策を含めまして、皆様方には多岐にわたり格別のご助言・ご指導を賜りますことをお願ひ申し上げまして、開催にあたりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

司会 ありがとうございます。続きまして、今回は各委員の皆様、「小牧市国民健康保険税の課税限度額の改正について」をご審議いただくため、ただいまから諮問書を舟橋健康福祉部長から会長にお渡しいたします。

舟橋健康福祉部長、前の方にお願ひいたします。

舟橋部長 (諮問書を朗読後、会長に渡す。)

司会 それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思います。

議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営協議会規則第3条の定めによりまして、会長にお願ひさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

会長 それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に事務局から本日の委員の出席者数の報告をお願いします。

杉本係長 ただいまの出席委員は9名であります。

会長 過半数の委員の方のご出席をいただいておりますので、本日の協議会は成立いたしております。次に、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。栗山委員と酒井委員をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会長 それでは、議事に入ります。

先ほどいただきました諮問の「国民健康保険税の課税限度額の改正について」を議題とさせていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

伊藤課長 それでは、諮問内容「国民健康保険税の課税限度額の改正について」の説明をさせていただきます。

先ほど、お配りしました諮問書をご覧ください。

本日の諮問であります。政府は国民健康保険税の課税限度額に係る地方税法施行令の年度内改正を予定しております。

この地方税法施行令が改正された場合、「国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を現行52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行17万円から19万円に改める。」であります。

お手元の諮問資料をご覧ください。

まず、課税限度額について概略を説明させていただきます。

国民健康保険税の税額は、基礎課税額、いわゆる医療分、後期高齢者支援金等課税額、いわゆる支援分、そして、40歳から64歳までの方が対象となる介護納付金課税額、いわゆる介護分とを合算して算定します。

国民健康保険税の負担は、負担能力に応じた公平なものであるべき

であります。受益との関係で、一定の限度額が医療分・支援分・介護分それぞれに定められております。

算定した税額が課税限度額を超える場合は、この課税限度額を税額とすることとなっており、平成27年度における小牧市の限度額は国が地方税法施行令で定める法定限度額と同額の医療分52万円、支援分17万円、介護分16万円となっております。

課税限度額は、地方税法施行令において法定限度額が定められており、これに基づいて各市町村が条例により定めることとなっております。

2ページをお願いいたします。

課税限度額の推移であります。最近では平成26年度・平成27年度と法定限度額が引き上げられています。また、それに伴いまして、市の限度額も同額に引き上げております。

課税限度額の改正についてであります。平成26年度・平成27年度に引き続き、平成28年度も地方税法施行令で定められる法定限度額の引き上げが予定されております。これは、医療費の増加などに伴い必要となる保険税収を確保するためと負担の公平化の観点から、より負担能力に応じた負担とするため、法定限度額が引き上げられるものであります。介護分は現行16万円に据え置かれる予定ですが、医療分は現行52万円から54万円に、支援分は現行17万円から19万円に引き上げる予定がされております。

小牧市の課税限度額であります。小牧市においても従来どおり、法定限度額が引き上げられた場合、市の限度額も同様に引き上げることを考えております。その理由であります。国が定める法定限度額は所得階層別の負担ができるだけ公平になるように設定されていること、また、国民健康保険の自主財源確保のためであります。

小牧市国保においては財源が不足しており、平成25年度は8億5千万円、平成26年度は7億9,500万円を一般会計から赤字補填しております。高所得者の方には、より多く負担していただくこととなりますが、地方税法施行令の改正の趣旨及び国保財源確保のため地方税法施行令の

とおり、市の課税限度額の改正を考えております。

3 ページをお願いいたします。

課税限度額を引き上げた場合の影響額であります。約1,550万円の増収になると見込んでおります。

影響を受ける世帯数であります。医療分では約21,900世帯の内、約520世帯、割合としまして約2.4パーセントの世帯の方が、支援分では約310世帯、割合としまして約1.4パーセントの世帯の方が影響を受ける世帯となります。

影響を受ける世帯の例であります。40歳の夫婦でお子さんが一人、固定資産税なしの3人世帯を例にいたしますと、医療分では、現在、約1,060万円以上の所得がありますと、限度額の52万円の負担額となりますが、改正されますと約1,110万円以上の所得がありますと限度額の54万円が負担額となります。

同様に、支援分では約1,660万円以上の所得がありますと限度額の19万円が負担額となります。

小牧市を除く県内各市の状況であります。平成28年度に平成28年度改正の法定限度額まで引き上げる予定の市が22市、1年遅れの平成27年度改正の法定限度額まで引き上げる予定の市が10市、限度額を引き上げるが平成27年度改正法定限度額まで到達しない予定の市が5市であります。

繰り返しになりますが、小牧市では地方税法施行令の改正の趣旨及び国保財源確保のため地方税法施行令のとおり、市の課税限度額の改正を考えております。今回、ご了承をいただければ、議会に条例案を提案させていただき、議会でご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

会長

事務局の説明が終了いたしました。皆様方からのご意見、ご質問等をいただきたいと思います。ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

松屋委員 毎年の引き上げになるわけですが、新聞等に歳入の部分では滞納される方が結構多いという記事が載っていたのを見たことがあるのですが、前回の資料にも収納率90%くらいとあるのですが、この辺はどうなんですか。限度額をどんどん上げていくのはいいのですが、実質の歳入額を増やすという点からすると、限度額をどんどん上げて収納率がどんどん下がって行くと、結果的には、良くない結果ですよ。そこらへんとの兼合いというか、何か対策は考えてみえるのでしょうか。

会長 事務局よろしくお願いたします。

伊藤課長 当然、収納対策というのは適切にやっていかなければいけないと思っておりますし、今、松屋委員が言われましたとおり、昨年度の収納実績で90.何%という形になっております。年々、微増ではありますが収納率は向上しております。しかし、90%というのが高い収納率だとは認識しておりませんので、引き続き収納対策を実施していきたいと考えております。

特に収納方法で口座振替をされますと、納付忘れ等が無くなってきますので、できる限り口座振替にさせていただくような勧奨であったり、滞納されている方については早期に未納を減らす事が滞納の一番の特効と思っておりますので、かなり長く溜められてから納付折衝をするのではなく、早期に未収対策を実施するような形で収税課と共同していきたいと考えております。

松屋委員 滞納する原因がどのあたりにあるかということは分析されていると思いますが、悪意という表現が悪いですが、そうした滞納の比率はかなりありますか。そのあたりの分析は進んでいますか。

たしかに、我々もそうなんです、年をとりますと納めなければいけない時期をコロッと忘れてしまう事があるので、口座振替にす

るのが一番いいと思います。そうした口座振替に応じてくれる方は善意の方だと思うのですが、中には悪意の方もみえると思うんですが、そういう方はかなりおみえですか、比率的には。

伊藤課長 滞納の比率は、今、手元に資料が無いので正確にお答えできないのですが、本当に悪意ではなく納付期限を忘れてしまっていたという方に関しては、電話催告という形で税の納付期日を忘れていませんか、というような納付勧奨をしております。

また、悪意と言うべきかわかりませんが、滞納が何ヶ月間、長期間に渡って滞納のある方に関しては、通常の一年間の保険証ではなく、一ヶ月、三ヶ月、六ヶ月と期間を短くした保険証を発行して、その期間内に市役所に納付相談に来ていただき、納付をお願いするという事で未収税額の収納に努めているところでございます。

会長 その他何かご意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

(なし)

会長 ご意見も出尽くしたようでございます。皆様お忙しいことと思えますので、できましたら、本日結論を出していきたいと思えますが、いかがでしょうか。

賛否を採らせていただくという形でよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会長 「ご異議なし」とのことですので、本日諮問のありました「国民健康保険税の課税限度額の改正について」は、国民健康保険税の課税限度額に係る地方税法施行令が改正された場合において、小牧市国民健康保険税の課税限度額を改正後の課税限度額に改正することに対して、ご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

会長 「ご異議なし」ということですので、「国民健康保険税の課税限度額の改正について」は、国民健康保険税の課税限度額に係る地方税法施行令が改正された場合におきまして、小牧市国民健康保険税の課税限度額を改正後の課税限度額に改正することを決定させていただきます。

本日の決定につきまして、内容を答申することになりますので、お忙しい方ばかりでありますので、お許しをいただければ、代表して私が答申を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 (異議なし)

会長 ありがとうございます。

この件につきましては、これで終了させていただきます。

続きまして、(2)の「医療保険制度改革について」を議題いたします。事務局からの説明を求めます。

伊藤課長 それでは、平成28年度に改正が見込まれている制度について、説明させていただきます。

昨年に引き続いて、「保険税軽減措置の拡大」であります。制度改正の具体的な内容ですが、資料を1枚めくっていただきまして、A4横長の資料1をお願いいたします。

まず、保険税軽減措置の概要でございますが、世帯の所得が一定額以下の低所得者に対して、均等割・平等割の保険税の7割、5割又は2割を軽減しております。この低所得者に対する保険税の軽減判定所得の基準を経済動向を踏まえて見直すものであります。

資料の下段の破線で囲まれた部分をご覧ください。5割軽減・2割軽減の基準額が見直されます。

5割軽減の対象となる世帯の軽減所得の算定において被保険者数に乗すべき金額、現行26万円が26万5千円に引き上げられます。2割軽減の対象となる世帯の軽減所得の算定において被保険者数に乗すべき金額、現行47万円が48万円に引き上げられます。

資料を1枚めくっていただきまして、資料1-1をお願いします。

具体例であります。給与収入の三世帯を例にしますと、5割軽減は、現在98万円を超え約184万円未満の収入の世帯が対象となります。改正後は98万円を超え約186万円未満の収入の世帯が対象となります。平成25年度は約147万円までが対象でありましたが、平成26年度に約178万円、平成27年度に約184万円まで拡大され、平成28年度は約186万円まで拡大されます。

2割軽減であります。平成27年度は約184万円を超え約274万円未満の収入の世帯が対象でありましたが、改正後は約186万円を超え約278万円未満の収入の世帯が対象となります。平成25年度は約223万円までが対象でありましたが、平成26年度に約266万円、平成27年度に約274万円まで拡大され、平成28年度は約278万円まで拡大されます。

これに伴います小牧市国保への影響でございますが、平成28年度も平成27年度と所得等が同様と仮定しますと、軽減の拡大に伴い約390万円の保険税収入が減少する見込でございます。この減少分につきましては公費から負担されますので実質的な影響はございません。

なお、実施時期であります。地方税法施行令の改正が前提になりますが、平成28年度課税分から実施されることとなります。

続きまして、「入院時の食事代の見直し」について説明させていただきます。

資料を1枚めくっていただきまして、資料2「入院時食事療養費等の見直し」をお願いいたします。

まず、制度の概要ですが、病気やけがで入院したときの食事代は、健康保険から支給される入院時食事療養費と入院患者が支払う標準負担額でまかなわれています。

入院患者が支払う標準負担額について、平成28年4月から、低所得者、難病患者及び小児慢性特定疾病患者を除いて、段階的に引き上げることになりました。

これは、入院患者に食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求めるもので、現行の1食260円が平成28年度から1食360円に引き上げられます。なお、平成30年度からは1食460円に引き上げが予定されております。

以上で平成28年度に改正が見込まれている制度の説明を終わらせていただきます。

会長 事務局からの説明が終了いたしました。皆様からのご質問等をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(なし)

会長 ご意見も無いようですので、この件につきましては、これで終了とさせていただきます。

事務局からその他連絡事項等ございましたら、よろしく願いいたします。

伊藤課長 本日は、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。答申書につきましては、答申を終えた後に各委員の皆様へ市から写しを送付させていただきます。

なお、今後は関係法令等が公布・施行された段階で議会に条例改正案を提出し、事務を進めさせていただきます。

また、議事録につきましては、作成しだい、委員の皆様を確認をしていただき、ご署名をいただきに伺わせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長 それでは、これをもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、

ご出席を賜りまして、大変ありがとうございました。

〔閉会 14時30分〕

上記のとおり、平成28年2月18日（木）開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員2名が署名する。

平成 28 年 3 月 23 日

会 長 早稲田 幸男

署名委員 栗山 暢子

署名委員 酒井 義仁